

箕面市新市立病院整備事業に係る
基本協定書（案）

令和6年 月 日

箕面市立病院

箕面市新市立病院整備事業に係る基本協定書（案）

箕面市新市立病院整備事業（以下「本事業」という。）に関して、箕面市立病院（以下「甲」という。）と、●を代表企業とし、●を構成企業とする民間事業者グループ（以下「乙」という。）は、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の円滑な実施に必要な双方の協力、諸手続及び義務について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において用いる用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、本事業の総合評価落札方式による落札者の選定（以下「落札者選定」という。）に関し、甲が公表した入札説明書及び入札説明書別添資料において用いる用語の例による。

- 一 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、甲と乙との間で締結する委託契約、請負契約の総称をいう。
- 二 「入札説明書等」とは、落札者選定において、甲が公表した入札説明書及び入札説明書別添資料、追加・補足指示書及び質問回答書をいう。
- 三 「提案書等」とは、落札者選定の手続きにおいて、乙が甲に提出した提案書等、その他乙が事業契約の締結までに提出した一切の書類をいう。
- 四 「提示条件」とは、落札者選定の手続きにおいて、甲が提示した一切の条件をいう。

（努力義務）

第3条 甲及び乙は、本事業の目的の達成に向けてそれぞれ信義に従い誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、提示条件を遵守の上、提案書等に記載した内容（以下「事業者提案」という。）に従い、本事業の円滑な実施に努めなければならない。
- 3 乙は、落札者選定における落札候補者選定委員会及び甲の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（規定の適用関係）

第4条 本事業は、本協定第8条、第9条及び第10条に基づき締結される各業務の契約書（以下「契約書」という。）、入札説明書等、並びに提案書等に準拠する。これらの記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本協定、契約書、追加・補足指示書、質問回答書、基本計画書（令和6年3月策定）、要求水準書等、提案書等、実施設計図書（工事段階のみ適用）、共通仕様書、その他適用基準の順に優先して適用される。

- 2 前項の規定にかかわらず、提案書等と本協定、契約書、追加・補足指示書、質問回答書、基本計画書（令和6年3月策定）、要求水準書等の内容に差異があり、提案書等に記載された性能又は水準が、本協定、契約書、追加・補足指示書、質問回答

書、基本計画書（令和 6 年 3 月策定）、要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、提案書等の記載内容を優先するものとする。

3 甲又は乙は、記載内容の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、記載内容に関する事項を決定するものとする。

（本事業の概要）

第 5 条 本事業の概要は、次のとおりとする。

一 事業方式 DB（デザインビルド）方式

二 事業費総額 円

事業費総額は、乙が落札者選定における入札書に記載した金額とし、消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）相当額を含まないものとする。

三 事業期間 本協定の締結日から令和 10 年 8 月 31 日までを期限とし、乙が落札者選定において提案した竣工引渡しの日までの期間をいう。

ただし、第 6 条第 3 項の協議により本協定の事業期間が延長された場合、又は本協定の解除その他期間満了以外の理由により本協定が効力を失った場合は、本協定の締結日から延長された事業期間の終了日、又は本協定が解除された日若しくは効力を失った日までの期間をいう。

2 本事業の実施に関する契約は、次の各号のとおりとする。

一 設計業務委託契約

業務内容 施設整備に係る調査業務とその関連業務、設計（基本設計・実施設計）業務、及び各種許認可手続きに関する業務

契約金額の上限額 円

二 工事請負契約

業務内容 建設・開発工事とその関連業務、及び各種許認可手続きに関する業務

契約金額の上限額 円

三 工事監理業務委託契約

業務内容 工事の監理に関する業務

契約金額の上限額 円

（事業期間の遵守）

第 6 条 乙は、本事業の実施にあたり、前条第 1 項に定めた事業期間を遵守するものとする。

2 乙は、要求水準の変更又は法令変更等の事態が生じた場合においても、事業期間を遵守するよう最大限の努力をするものとする。

3 乙は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に事業期間を遵守することができない場合、甲と協議するものとする。

(契約金額の上限額の遵守)

第7条 乙は、本事業の実施にあたり、第5条第2項各号に定めた契約金額の上限額を遵守するものとする。

2 乙は、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、契約金額の上限額の範囲内で契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。

3 乙は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に契約金額の上限額を遵守することができない場合、甲と協議するものとする。

4 工事請負契約までの賃金又は物価の変動に基づく契約金額の上限額の変更については、次の各号のとおりとする。

一 甲又は乙は、工事請負契約までに日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額の上限額が不相当となったと認めたときは、本協定の締結日から12月を経過した日以降、相手方に対して契約金額の上限額の変更の協議を求めることができる。

二 甲又は乙は、前号の規定による協議の求めがあったときは、変動前後の積算額の差額のうち変動前の積算額の1000分の15を超える額につき、工事請負契約金額の上限額の変更について協議しなければならない。

三 変動前の積算額及び変動後の積算額は、協議の求めの日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、甲が定め、乙に通知する。

四 特別な要因により工事請負契約までに主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額の上限額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、工事請負契約金額の上限額の変更の協議を求めることができる。

五 予期することのできない特別の事情により、工事請負契約までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事請負契約金額の上限額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定にかかわらず、工事請負契約金額の上限額の変更の協議を求めることができる。

六 前2号の場合において、工事請負契約金額の上限額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、甲が定め、乙に通知する。

七 第三号及び前号の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、第一号、第四号又は第五号の協議の求めがあった日から7日以内に甲が協議開始の日を通知しないときは、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

八 工事請負契約における契約までの賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約金額の上限額の変更の算定方法や甲及び乙間における協議等についての詳細は、別紙に記載のとおりとする。

(設計業務委託契約の締結)

第8条 甲及び乙は、本協定の締結後速やかに、事業者提案で提示された条件に従い、設計業務委託契約を締結するものとする。なお、工期短縮等のために分割契約を行

うことを可能とする。

(工事請負契約の締結)

第9条 甲及び乙は、事業者提案に記載した時期を目途として、事業者提案で提示された条件及び本事業の設計書、その他設計業務の成果物(以下「設計書等」という。)に従い、工事請負契約を締結するものとする。なお、工期短縮等のために分割契約を行うことを可能とする。

(工事監理業務委託契約の締結)

第10条 甲及び乙は、事業者提案に記載した時期を目途として、事業者提案で提示された条件及び設計書等に従い、工事監理業務委託契約を締結するものとする。なお、工期短縮等のために分割契約を行うことを可能とする。

(準備行為)

第11条 乙は、事業契約の締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(事業契約の不調)

第12条 事業契約が締結に至らなかった場合は、別段の定めがない限り、甲及び乙が、既に支出した費用は各自の負担とし、相互に本事業に係る債権債務関係が生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を、責任をもって管理することとし、第三者に漏えいし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 公知である場合
- 二 本協定の締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を求められた場合
- 三 秘密情報の開示を受けた者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- 四 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- 五 甲が箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)に基づき開示を求められた場合
- 六 弁護士その他本事業に係る協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- 七 本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- 八 その他法令に基づき開示する場合

(協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から事業期間の終了日までとする。

ただし、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断した場合は、甲が乙に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第12条及び第13条の規定の効力は存続するものとする。

(協定の解除等)

第15条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反したとき又は相手方の責に帰すべき事由により本事業の実施に支障が生じたときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本協定を解除できるものとする。

2 前項の定めにより、本協定を解除した場合、甲又は乙は、違反した相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(協定の変更)

第16条 本協定に規定する各事項は、甲及び乙が協議のうえ変更することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第18条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

箕面市萱野五丁目7番1号
箕面市病院事業管理者

乙

(代表企業)

住所
商号又は名称
代表者氏名

(構成企業)

住所
商号又は名称
代表者氏名

別紙

第7条第4項第8号 工事請負契約における契約までの賃金又は物価の変動に基づく契約金額の上限額の変更の算定方法や甲及び乙間における協議等に関する特記事項

- ・基本協定書第7条第4項第1号、第4号、第5号の変動前単価は基本協定書締結日を起点とし、変動率を確認する。
- ・基本協定書第7条第4項第1号から第3号は、箕面市「工事請負契約書におけるスライド条項の運用」及び国土交通省「全体スライド条項運用マニュアル（暫定版）平成25年9月」を準用する。
- ・基本協定書第7条第4項第4号は、箕面市「工事請負契約書におけるスライド条項の運用」及び国土交通省「単品スライド条項運用マニュアル（案）令和4年7月」を準用する。
- ・基本協定書第7条第4項第5号は、国土交通省「インフレスライド条項運用マニュアル（暫定版）平成26年1月」を準用する。
- ・基本協定書第7条において、変動率の算定に用いる物価指数及び物価資料は、一般財団法人建設物価調査会が発刊している「建設物価」「建築コスト情報」に掲載されている単価を用いて設定する。また、掲載されていない項目の単価は一般財団法人建設物価調査会の建築費指数を用いて設定する。